

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 7 日

日本一般用医薬品連合会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

医薬品の販売業等に関するQ&Aについて（その2）

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 103 号。以下「改正法」という。）及び改正法の施行に伴う政省令改正の内容については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 26 年 3 月 10 日付け薬食発 0310 第 1 号厚生労働省医薬食品局通知）でお示ししておりますが、今般、その Q & A（その 2）を別添写しのとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）薬務主管課あてお知らせしましたので、御了知の上、貴会傘下業者等に周知いただきますよう、お願い申し上げます。